

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年条例第51号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第16条（乳児等通園支援事業所内部の規程）

乳児等通園支援事業者が定める重要事項に関する規程のうち、「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改める。

(2) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正案	現行
<p>（乳児等通園支援事業所の職員の<u>一般的要件</u>）</p> <p>第九条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する乳児等通園支援の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 利用定員</p> <p>七 乳児等通園支援事業の利用の開始及</p>	<p>（乳児等通園支援事業所の職員の<u>一般的条件</u>）</p> <p>第九条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する乳児等通園支援の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 <u>乳児、幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>七 乳児等通園支援事業の利用の開始及</p>

び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項又は第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副

び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項又は同法第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第二十七条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形

本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。